

事 務 連 絡

令和3年3月26日

就労系障害福祉サービス事業所 各位

豊橋市福祉部障害福祉課

就労系サービスにおける在宅でのサービス利用について（通知）

日頃より、本市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）において、令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時的に要件緩和を行った在宅でのサービス利用の取扱いですが、令和3年4月の障害福祉サービスの報酬改定により、在宅サービスでの利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者については、令和3年度以降についても在宅でのサービスを利用いただけます。

すでに在宅利用の有効期限が記載されている受給者証においては、更新時まで在宅利用を継続できるものとしてご対応ください。なお、別紙「在宅就労支援内容確認書」につきましては、一部修正しておりますので、すでに在宅利用支援を行っている事業所は改めて要件等の確認をお願いいたします。

また、受給者証の更新の際には、別紙「在宅就労支援内容確認書」及び「個別支援計画」の提出が必要となりますので、利用者の更新申請に合わせて障害福祉課にご提出くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ】 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市障害福祉課 担当：今野

電話番号：0532-51-2347

E-mail：shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp